

衆議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
1	入札説明書本文	16		「本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無」については、無とありますが、衆議院が本事業とは別に発注する当該施設等に関する入札等について、落札者（代表企業、構成員及び協力企業）並びに落札者の資本関係又は人的関係のある者の参加を妨げるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	資料Ⅰ 事業契約書（案）	1	事業の趣旨の尊重 及び遵守事項	「衆議院は、本事業が民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重する」と記載されています。本記載内容について、事業期間を通じて、会館に関わる衆議院職員の皆様に何らかの手段で周知されますでしょうか。	衆議院担当職員がPFI制度の理念を適切に理解した上で業務にあたることのできるよう、人事異動により担当者が交代した場合等においても、PFI法の趣旨について、書面等で意識の共有、周知を徹底したいと考えています。
3	資料Ⅰ 事業契約書（案）	7	瑕疵担保	「合理的に推測できる本施設の瑕疵について、自らの責任及び費用において必要な対策を講じなければならない。」と記載されていますが、瑕疵に気付くことが出来なかった場合、当該施設の瑕疵の責任は事業者が負う、という理解でしょうか。	御質問の点については、事業契約書（案）第29条の条文の記載内容を修正する方向で検討しています。修正内容については、第2次の質問回答にて示します。
4	資料Ⅰ 事業契約書（案）	7	瑕疵担保	「事業者は、衆議院が事業者に対して本事業の入札手続において書面により提供した本施設の情報及び現場確認の機会（以下、本条において「前記情報等」という。）から、合理的に推測できる本施設の瑕疵については、自らの責任及び費用において必要な対策を講じなければならない。」とありますが、これは、前期情報等から推測できる費用は事業者が本事業の入札価格に含むべきものと理解すればよろしいでしょうか。	御質問の点については、事業契約書（案）第29条の条文の記載内容を修正する方向で検討しています。修正内容については、第2次の質問回答にて示します。
5	資料Ⅰ 事業契約書（案）	7	瑕疵担保	「事業者は、衆議院が事業者に対して本事業の入札手続において書面により提供した本施設の情報及び現場確認の機会から、合理的に推測できる本施設の瑕疵については、自らの責任及び費用において必要な対策を講じなければならない。」とありますが、現時点で衆議院が把握している瑕疵を教えてください。	御質問の点については、事業契約書（案）第29条の条文の記載内容を修正する方向で検討しています。修正内容については、第2次の質問回答にて示します。
6	資料Ⅰ 事業契約書（案）	7	瑕疵担保	「衆議院は、前記情報等から合理的に推察できる本施設の瑕疵に起因して発生した損害については、補償しないものとする。」とありますが、事業者が合理的に推測できなかったことに、問題があるとお考えでしょうか。	御質問の点については、事業契約書（案）第29条の条文の記載内容を修正する方向で検討しています。修正内容については、第2次の質問回答にて示します。

衆議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答 No.	資料名	頁	項目	質問	回答
7	資料Ⅰ 事業契約書(案)	7	瑕疵担保	「事業者は、衆議院が事業者に対して本事業の入札手続において書面により提供した本施設の情報及び現場確認の機会(以下、本条において「前記情報等」という。)から、合理的に推測できる本施設の瑕疵については、自らの責任及び費用において必要な対策を講じなければならない。衆議院は、前記情報等から合理的に推測できる本施設の瑕疵に起因して発生した損害については、補償しないものとする。」とありますが、施設の瑕疵責任は全て事業者側で責任を持つという理解でしょうか。	御質問の点については、事業契約書(案)第29条の条文の記載内容を修正する方向で検討しています。修正内容については、第2次の質問回答にて示します。
8	資料Ⅰ 事業契約書(案)	7	瑕疵担保	「事業者は、衆議院が事業者に対して本事業の入札手続において書面により提供した本施設の情報及び現場確認の機会から、合理的に推測できる本施設の瑕疵について、自らの責任及び費用において必要な対策を講じなければならない。衆議院は前記情報等から合理的に推測できる本施設の瑕疵に起因して発生した損害について、補償しないものとする。」と記載されています。諸々の機会に、瑕疵に気付くことが出来なかった場合、当該施設の瑕疵の責任を事業者が負う、ということでしょうか。	御質問の点については、事業契約書(案)第29条の条文の記載内容を修正する方向で検討しています。修正内容については、第2次の質問回答にて示します。
9	資料Ⅰ 事業契約書(案)	7	瑕疵担保	「事業者は、衆議院が事業者に対して本事業の入札手続において書面により提供した本施設の情報及び現場確認の機会から、合理的に推測できる本施設の瑕疵については、自らの責任及び費用において必要な対策を講じなければならない。衆議院は前記情報等から合理的に推測できる本施設の瑕疵に起因して発生した損害については、補償しないものとする。」とありますが、前記情報等から合理的に推測できる本施設の瑕疵は、既に衆議院が把握できるものと思っておりますのでご提示願います。衆議院にて合理的に推察し提示いただけないものは入札参加者においても合理的に推察できないものと理解してよろしいでしょうか?	御質問の点については、事業契約書(案)第29条の条文の記載内容を修正する方向で検討しています。修正内容については、第2次の質問回答にて示します。
10	資料Ⅱ 業務要求水準書	1-3	使用する建設材料 および設備概要	修繕で使用する建設材料、設備機器及び部品は新品とする。新品とは、製造後1年以内(建設材料および設備機器の場合)とあるので、部品は対象外との理解でよろしいでしょうか。	部品についても建設材料、設備機器と同様に新品の使用を想定していますが、初期の品質・性能があれば、「製造後1年以内」である必要はないという意味で御理解ください。なお、部品の製造停止などによりこれにより難しい場合には衆議院との協議によります。
11	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-13	表2-2-4 議員事務室入替時対応の 要求水準	前回質疑回答により、投開票日後の土曜日朝から全室入室が望まれています。対象室数によって難しい上に作業実施が休日及び閉館時間中のみではさらに困難になります。本項目は、あくまで原則、と思いますが、削除は可能でしょうか。	原則としての記載は残した上で、実際の運用についてはSPCと協議した上で実施・決定することを想定しています。
12	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-13	表2-2-5 会派の変動に伴う議員会議室の点検及び修繕の 要求水準	議員会議室の点検及び修繕について、作業実施が「休日及び閉館時間帯(時間外)を原則とする」は削除は可能でしょうか。	原則としての記載は残した上で、実際の運用についてはSPCと協議した上で実施・決定することを想定しています。

衆議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
13	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-14	表2-2-6 会派事務室の様式替の要求水準	会派事務室の点検及び修繕について、作業実施が「休日及び閉館時間帯(時間外)を原則とする」は削除は可能でしょうか。	原則としての記載は残した上で、実際の運用についてはSPCと協議した上で実施・決定することを想定しています。
14	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-15	防犯・入退室管理設備	金属探知機及びX線検査装置の作動状態等を監視とあるが、監視する仕組みとなっていないため、使用中に異常があれば確認する。という認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおり、設備の起動時、停止時を含む使用中と想定しています。
15	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-16	業務日誌	温湿度記録に衆議院が指定した場所とありますが、何か所を想定していますか？	温湿度記録を残す(電子データで可)のは水熱源パッケージ形空調機の箇所(423ポイント)を想定しています。 なお、温湿度記録は業務日誌の添付物ですが、提出の要請については必要な時(年に数回程度)を想定しています。
16	資料Ⅱ 業務要求水準書	2-19	表2-4-2 日常清掃及び定期清掃(特記事項) 国会健康センター	国会健康センターの利用開始時刻以前に適切に実施する、と記載されていますが、現実的には利用時間中の清掃を求められ実施しています。作業時間については「協議のうえ決定する」等への変更は可能でしょうか。利用に支障が無いことを前提とします。	原則としての記載は残した上で、実際の運用についてはSPCと協議した上で実施・決定することを想定しています。
17	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-2	(6) 業務仕様書及び業務マニュアルの作成・提出	当該期間の業務報告会議(業績監視定例会議)に出席し説明等を行う。とありますが、この会議開催頻度は6か月に1度という理解でよろしいでしょうか。	毎月の業務報告会議は毎月1度開催、半期ごとの業務報告会議はそれと合わせての開催を予定しています。
18	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-3	(10) 苦情・問合せ等への対応	この他、利用者等から議員会館の運営について問合せ等があった場合には衆議院の指示を受けて適切に対応する。とありますが、すべて衆議院の指示を受ける必要がありますでしょうか。	回答方法、回答の大きな方針等については、事前に衆議院から概括的にお伝えする予定であり、この衆議院の指示の範囲内において、個別の対応等を行っていただくこととなります。なおその際、必要に応じ、適宜衆議院への情報共有や報告をお願いするとともに、案件によっては、対応に先立って衆議院の判断を求める場合もあり得るところです。

衆議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
19	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-4	(13) 災害時・非常時の対応	(e) 修繕計画の立案協力 施設等の復旧が必要となった場合は、衆議院の修繕計画の立案に協力する。とありますがベースとなる図面等は衆議院から提示されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
20	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-4	(16) 消耗品、備品等	業務の遂行に必要な消耗品(各種申請書、通行証、受付票、駐車証、工事用腕章等を含む。)、備品、工具、資機材等をSPCの負担で全て用意する。とありますが、これらはこれまでの事業(第一期)で使用された費用を鑑み、見積としますが計上は運營業務費としてよろしいでしょうか。	既存のもの活用のほか、追加で調達が必要になる場合等につきましては、適宜、運營業務内において御用意ください。
21	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-4	(16) 消耗品、備品等	消耗品として、要求水準に記載ある例(各種申請書、通行証、受付票、駐車証、工事用腕章等)は、現事業の状況を踏まえSPCにて購入数を提案するものと考えます。一方、資料3-8記載の消耗品には定期的な交換が必要と思われるもの(ヘルメット・吸水土のう等)があります。見積作成には、正式な数や交換頻度等の条件が必須ですが、別途提示がありますでしょうか。	第二期事業については詳細な見込み数量は策定していませんが、御要望があれば資料を提示することは可能です。
22	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-5	表3-2-1 受付業務の内容及び要求水準	SPCの受付係は、不審者等に関して衆議院又はSPCの警備担当者に連絡した内容を、事後速やかに書面で衆議院に報告する。とありますが、あらかじめ衆議院と協議したフォーマットに手書きでの必要事項を記載とする方法で問題ないでしょうか。	具体的な報告方法につきましてはSPCと協議したいと考えています。
23	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-7	表3-3-1 鍵管理業務の内容及び要求水準	福利厚生業者等に貸与する鍵については、各室別に預証(借用書)の提出を求め、SPCにおいて適正に管理する。とありますが、福利厚生業者は現に運営している鍵を確認し、預証を提出させることでよろしいでしょうか。	当該方法で差し支えないものとします。
24	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-8	表3-4-1 什器・備品運用管理業務の内容及び要求水準	衆議院で購入する什器・備品の他、議員会館で必要となるリース品・消耗品について衆議院と協議し、その指示を受け調達するものとする。(資料3-8参照)とありますが、費用についてはこれらを事業期間中で発生する見積を行い、計上することでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

衆議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
25	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-9	巡視	「巡視は、平日午前9時から午後6時までの間は1時間毎に行う。」と記載されておりますが、配布資料(資料1-5 衆議院新議員会館整備等事業業務要求水準所(平成17年5月))では、午後5時までとなっております。今回は午後6時までとなっております。事業費が増加しますが、1時間増やす合理的な理由を教えてください。	第一期事業では事業期間中(平成19年5月31日付)に要求水準の変更を行い、現在は午後6時まで巡視時間を延長しています。御指摘の資料は変更以前のものであり、第二期事業では現在と同様午後6時までの業務を想定しています。
26	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-10	表3-6-1 会議室等管理業務の内容及び要求水準	予約を受け付ける際には、予約内容の会議主催議員名、日時、使用会議室等の事項に間違いがないように、議員秘書に確認を求めるとありますが、回数制限(1議員1日1回)はありますか。	現在回数制限(1議員室1日1回)はありますが、会議室の種類により他の会議室と併せて使用できる会議室もあります。会議室予約の方法については、将来的に改善を図る可能性はありますが、それまでは現状の回数制限を継続することとしています。
27	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-13	表3-6-2 国際会議室管理業務の内容及び要求水準	衆議院及びSPCの受付担当者へ国際会議室予定を連絡する。とありますが、衆議院への連絡はどのようなタイミングで行うのがよろしいでしょうか。	他の会議室と同様の利用であれば同様のタイミングでの連絡で構いませんが、衆議院内各部・SPC内他業務との調整が必要となる可能性がある案件は認知次第御連絡願います。その判断基準等はSPCと協議したいと考えます。
28	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-16	表3-7-1 国会健康センター管理業務の内容及び要求水準	衆議院及び参議院、参議院のSPCから派遣される要員があれば、これと協力して業務を行う。とありますが、指示命令系統を具体的にご教示ください。衆議院から派遣される要員が指揮命令を行うと考えてよろしいでしょうか。	国会健康センターに係る業務上の指示につきましては、衆議院の担当者より事業者側の国会健康センター管理業務の責任者に対して行うこととしており、衆議院あるいは参議院から受付業務要員等として派遣される者が現場において直接指示をすることは法律上認められないものと承知しています。
29	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-16	国会健康センター	前回質疑応答では、衆参職員はSPCに対して指示命令は行わないと回答を頂いています。一方、今回の要求水準で、冒頭「衆議院は国会健康センター業務を行うが、SPCはその支援を行う」、業務詳細で「衆参・参SPCから派遣される要員があれば、これと協力して業務を行う」と記載されています。SPCは支援を求められており、複数の人間がいれば、必ず指揮命令が発生すると思いますが、どのような業務実施を想定されているのでしょうか。適切な人材配置の検討のために教示をお願いします。	No. 28の質問及び回答を参照してください。
30	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-16	国会健康センター	利用者が事前に健康診査を受けているかについて確認し、健康状態を確認した上で利用させるとされていますが、健康状態に応じた具体的な運動プログラムの作成と指導を行うことが求められていると考えて宜しいでしょうか。	必ずしも運動プログラムの作成は求めていませんが、プログラム作成の要望がある場合のほか、トレーナーとして指導・補助を求められた場合等におきましても、利用者の健康状態等へ配慮の上、実施していただきたいと思っております。
31	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-16	国会健康センター	国会健康センターの業務を行うにあたり、事業者側が用意すべき備品等があればご教示ください。	現時点で御用意いただく備品は特段想定していませんが、備品の付属物に関しては御用意いただきます。

衆議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
32	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-16	国会健康センター	国会健康センターの消耗品は、SPCが主体業務を行わない立場(業務支援)であることに鑑み、全てをSPCが負担するのではなく、官民で分けて購入しています。配付資料の消耗品リストに国会健康センター関連の記載がないので、二期では消耗品は全て国負担と考えて宜しいでしょうか。	特段明記がないものであっても、第一期事業と同様、備品の付属品を調達していただくことを想定しています。
33	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-16	国会健康センター	トレーニング機器等について、事業期間内にリニューアルされる予定はございますか。尚、トレーニング機器は台数が少ないので、故障しないような予防保全が重要であり、その為に定期点検・その際の消耗品交換が必須と考えます。これを含めた、民間からの提案は可能でしょうか。	現在、具体的な機器の更新の予定はありませんが、事業期間中に劣化が明らかになった場合等において、逐次衆議院において入替等を実施していくことになると考えています。機器類の予防保全の在り方につきましては、事故防止及び利用者の利便性を確保する観点から積極的に御提案いただければと考えます。
34	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-16	国会健康センター	業務開始にあたっての引継ぎや研修を行うことのできる日数や時間帯についてご教示ください。	日数や時間帯に関して具体的に指定することは現段階では決まっています。事業者決定以降、引継ぎの要否や内容の多寡等に応じ、利用の妨げにならない範囲で随時引継ぎや研修等を実施していただくことを想定しています。
35	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-19	秘書・職員休養室等	その他、秘書・職員休養室、議員談話室等の諸室の適切な管理を行う。とありますが、具体的には諸室の施解錠でよろしいでしょうか。休養室にあるリネン交換関係も含まれるでしょうか。	全般管理業務における「適切な管理」としては施解錠のみを想定していますが、この他、休養室については業務要求水準書の「第2章4節表2-4-2 日常清掃及び定期清掃(特記事項)」に記載のとおり、リネン類の交換等を実施していただくこととしています。
36	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-22	巡視	「議員会館の警備上、特に必要が生じた場合、「特別巡視」として、衆議院の指示の下、特別に巡視を行う。」とありますが、特別巡視費用は事業費に含むとの理解でよろしいでしょうか。その場合、過去の実績の頻度と「特に必要が生じた場合」の明確なケースをご教示下さい。	御理解のとおりです。過去の実績等については、入札参加資格確認後に提示します。
37	資料Ⅱ 業務要求水準書	3-25	a. 運業者の選定及び委託	SPCは、各業務を適切に実施できる運業者を選定し、衆議院との協議を経て、当該業者に対して運営委託を行うことにより福利厚生業務を実施するものとする。とありますが、選定のタイミングは事業開始後という理解でよろしいでしょうか。その際、運業者に伴う休業期間は必要に応じた期間があるという理解でよろしいでしょうか。	福利厚生業務の運業者の選定につきましては、第一期事業との間隔を空けず、第二期事業開始当初から業務の提供を行えるよう御準備を進めていただきたいと思います。第二期事業から業者が変わることにより内装工事等に一定期間が必要となることがあらかじめ見込まれるときは、議員や秘書等に対するサービス低下が第二期事業開始当初の一時点に集中しないよう御相談をさせていただきます。なお、第二期事業のSPCからの要望があれば、衆議院が、第一期事業のSPCに対して、第一期事業の業者が営業を終了させる時期等の協議を行うこともあり得るものとなります。
38	資料Ⅲ 提出書類の記載要領	3	社会的要請への対応	下請け企業の従事者を含めた適切な労働環境の提案について、衆議院の了承が必要と思われるもの(例えば、新たなスペースの確保を前提とした対策)等も含めて提案することでも良いでしょうか。	衆議院の了承が必要なものを含めて提案することは可能ですが、衆議院として了承できない場合もあることを御理解ください。

衆議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料についての質問回答(第1次)

回答No.	資料名	頁	項目	質問	回答
39	資料Ⅲ 提出書類の記載要領	6	③福利厚生業務	福利厚生業務において、情報発信を求めています。これは議員会館内部への発信と考えてよろしいでしょうか。以前、会館共用部にパンフレットを設置する案については、来館者が持ち帰り、外部に館内情報が伝わるので、衆議院許可頂けなかったことがありました。	御理解のとおり、議員会館内部への発信を想定しています。第二期事業では、利用者へのサービス向上をこれまで以上に図るため、議員会館のセキュリティに重大な影響を与えるもの等を除き、積極的な情報発信に努めていただきたいと思います。
40	資料Ⅲ 提出書類の記載要領	6	③福利厚生業務	福利厚生施設各店舗について、各業務を適切に実施できる運営業者の選定についての提案が求められています。これは、提案の段階で具体的な店舗名を入れた提案が必要ということでしょうか。	提案の段階では、具体的な店舗名まで求めています。参考として想定される店舗名を御提示いただくことについては問題ありません。
41	資料Ⅴ 事業者選定基準	5	評価・採点方法	加点項目審査について、必須項目とは別の項目が評価されるわけではなく、必須項目の内容によって加算点が付与されると理解すればよろしいでしょうか。	原則として、必須項目審査とは事業者から提出された第二次審査資料が衆議院が求める要求水準に達成していることを審査します。加点項目審査では事業者より提出された第二次審査資料が、提案内容が要求水準(必須項目)を充足し、衆議院が特に重視する要求水準項目(加点項目)について、更に優れた内容であるかどうかの審査します。
42	資料Ⅶ 業績等の監視及び改善要求措置要領	1	業績等の監視について	当該業績等の監視及び改善要求措置要領の他に、業務契約締結後に別途業績監視運用方針を定める予定はありますか。	第一期事業では、「業績等の監視及び改善要求措置要領」のほか、事業契約締結後に「業績等の監視及び改善要求措置要領に関する運用指針」を定めており、本事業においても同様の指針を定めることを想定しています。
43	資料Ⅶ 業績等の監視及び改善要求措置要領	2	衆議院による業績等の監視の体制	「衆議院が監視に当たっては、第三者の意見を聴取する場合があります」と記載がありますが、この場合の第三者とは、コンサル会社等でしょうか。それとも、SPC及び衆議院以外の当該案件関係者の意見を聴取することがある、ということでしょうか。	現時点では具体的に想定していませんが、前者、すなわちコンサルタント会社、外部有識者等が考えられます。

※ なお、残余の質問回答については7月19日頃に回答予定です。